

区域が指定されると

土砂災害警戒区域

災害情報の伝達や避難が早くできるように、市町村において警戒避難体制が整備されます。

◆市町村からの防災情報や気象情報に注意しましょう。

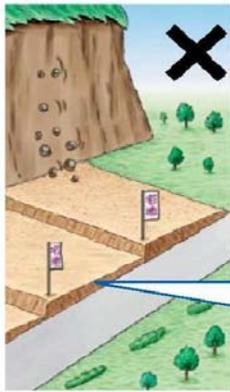
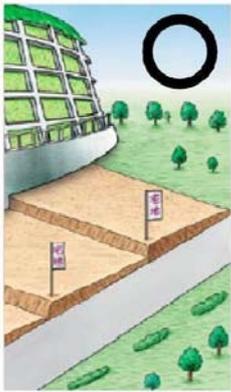


◆避難路や避難場所を確認しておきましょう。



大雨が降って土砂災害の発生が予測される場合などは、早めに避難しましょう。

土砂災害特別警戒区域



◆特定の開発行為には許可が必要です

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設（社会福祉施設や医療施設など）の建築等を行う場合の開発行為には、安全確保のための許可が必要になります。

危険な場所にむやみに建物を建てないようにするものです。

◆住宅の建築には建築確認・構造規制が適用されます

土石等が到達し、住宅に作用すると想定される力に対し、住宅建築物の構造が安全であるかどうかの建築確認が必要になります。

住宅の建築を行う場合には、住宅に作用すると想定される力に耐えられるような、頑丈な壁や擁壁を設置する必要があります。

◆建築物の移転等の勧告が図られます

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対して、県が建物の移転等を勧告することがあります。移転される方には、融資などの支援措置があります。

建物の補強で安全が確保できる見込みの無い場合などに、移転勧告を行う場合があります。

